

I . 給水装置工事設計施工指針

總 則

総 則

1. 総 則	
1. 1 目 的	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 適用範囲	2
1. 4 指定給水装置工事事業者	2
1. 5 給水装置工事主任技術者	4
1. 6 管 理	5
1. 7 給水装置工事の費用負担	6
1. 8 給水装置工事の種類	6
1. 9 給水装置工事の順序	9

1. 総 則

1. 1 目 的

1. この給水装置工事設計施工指針（以下「指針」という。）は、水道法及び札幌市水道事業給水条例等の規定に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理手続を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

<解 説>

1. この指針において「条例等」とは、以下による。

(1) 「法」

水道法（S32. 法律第177号）をいう。

(2) 「施行令」

水道法施行令（S32. 政令第336号）をいう。

(3) 「施行規則」

水道法施行規則（S32. 厚生省令第45号）をいう。

(4) 「基準省令」

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（H9 厚生省令第14号）をいう。

(5) 「条 例」

札幌市水道事業給水条例（S34. 条例第13号）をいう。

(6) 「施行規程」

札幌市水道事業給水条例施行規程（S42. 水道局規程第15号）をいう。

1. 2 用 語 の 定 義

1. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(1) 配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

(2) 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管（及び他の給水管）から分岐し布設する管をいう。

(3) 給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

<解説>

1. 給水装置に直結する給湯管及び給湯器は、給水装置として取扱う。
2. 給水装置に使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事材料（以下「給水装置材料」という。）という。取扱いの詳細は「11. 給水装置工事材料の基準」によること。
3. 配水管は、次のとおり分類する。



1. 3 適用範囲

1. この指針は、工事申込者からの依頼を受けて、札幌市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が行う給水装置工事について適用する。

<解説>

4階以上の直結直圧給水に関わる技術的な事項は、「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」によること。

1. 4 指定給水装置工事事業者

1. 給水装置工事を行う者は、札幌市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定を受けた指定事業者でなければならない。

<解説>

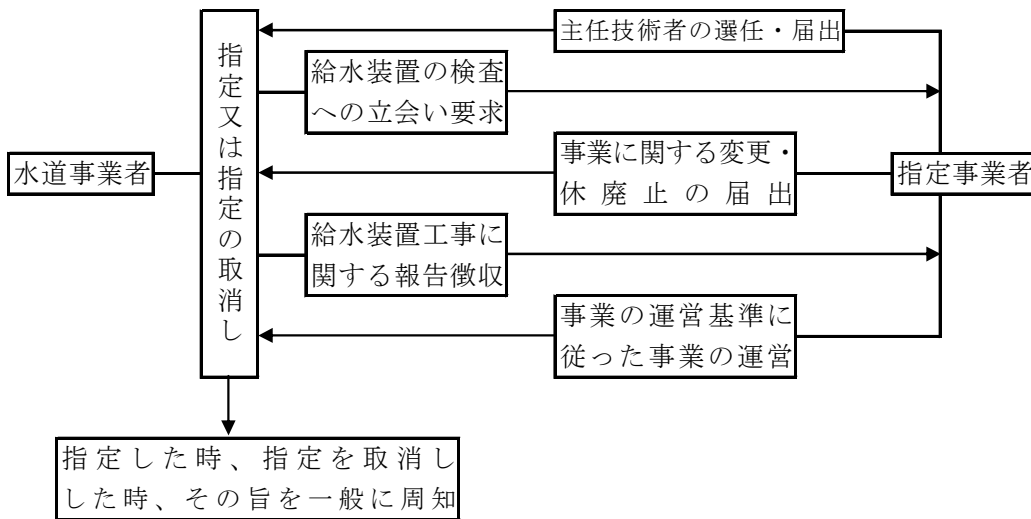
1. 指定事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。
2. 給水装置工事の技術力を確保するうえでの核となるべき給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）については、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、水道事業者による指定事業者の指定要件として、給水装置工事を行う事業所に主任技術者を置くことなどを法で全国一律に定めている。
3. 指定要件は次のように定められている。（法第25条の3）
 - (1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。
4. 水道事業者は、指定要件を満たす工事事業者から申請があれば指定することとなるが、指定制事業者は、指定を受けることにより、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないほか、水道事業者からの要求に応じて、給水装置の検査への主任技術者の立会い、報告及び資料の提出など、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととなる。
5. 指定制事業者の事業の基準
- (1) 指定制事業者は、省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努める。
 - ア 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。
 - イ 配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事について、適切に作業を行う事が出来る技能を有する者を従事させ、又は実施に監督させること。
 - ウ 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。
 - エ 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するよう努めること。
 - オ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (ア) 施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - (イ) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。
 - カ 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定制事業者が3年間保存すること。

(注) 5. (1)イの技能を有する者とは、次の者を一例とする。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ （公財）給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定会に合格した者
 なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

6. 指定給水装置工事事業者制度の概要



1. 5 給水装置工事主任技術者

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理。
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指揮監督。
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が 施行令第6条の基準に適合していることの確認。
4. 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整。
 - (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。
 - (2) (1)の工事、及び配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
 - (3) 給水装置工事を完成したときの連絡。

主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

<解説>

1. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する従業員の指導監督を行うなどの業務を行うものである。
- (2) 主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を十分に果たすために、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、また、構造・材質基準や給水装置工事技術等についての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3) 主任技術者の知識及び技能としては、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事のしゅん功検査などの各段階において必要とされるもののもとより、条例に基づき本市が定めている工事内容審査などの手続きを確実に実施するために必要なものなど多岐にわたる。また、新技術、新材料に関する知識や、関係法令や条例等の制定、改廃についての知識を不断に修得するための努力を行うことも重要である。
- (4) 主任技術者は、配管工など、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべきものである。

2. 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において工事の作業又は監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第25条の4第4項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。
- (2) 主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実行性を持たせることが不可欠である。
- (3) 所属する指定事業者の技術者や技能者の技術力向上のためには、主任技術者が、給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。

1. 6 管 理

1. 給水装置の管理責任は、所有者又は使用者にあり、善良な管理義務を負う。

<解説>

1. 水道事業者が管理するのは水道施設であり、給水装置は所有者等が管理する。

1. 7 給水装置工事の費用負担

1. 給水装置工事に要する費用は、その工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

<解説>

市において負担する費用（以下「市費」という。）とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は、管理者がその都度行う。

対象となる区域は、給水区域内とする。ただし、配水補助管の布設については、市街化区域とする。

1. 配水管・配水補助管の布設

公道（道路法第2条に基づく）及び別途管理者が定める取扱要領に適合する私道（建築基準法第42条第1項第3号及び5号に規定する幅員4.0m以上の道路）に市の所有管が布設されていない場合に布設する。

[注:本市の事業として行っているもので基本的に給水条例の費用負担とは、別の取扱いである。

布設までの期間については審査係に確認すること。]

2. 漏水修繕

「Ⅶ. 修繕工事処理要領」参照

3. メーター取替え

満期及び事故メーターの取替えに要する費用。ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。

4. その他

(1) 予定栓及び未工事栓等の分水栓が閉塞した場合、その解消に要する費用等。施工には2週間以上の期間を要するので注意すること。

(2) 割T字管の簡易仕切弁が閉止不能となった場合、整備に要する費用。

(3) 割T字不断水撤去工の割T字管が本体欠陥等により閉止不能となった場合、整備に要する費用。

(4) 分水閉止作業時の本体欠陥等による漏水修理に要する費用。

なお、指定事業者等の過失によるものは除く。

1. 8 給水装置工事の種類

1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕の4種類とする。(条例第3条1項第2号に基づく)

(1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。

(2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。

(3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取りはずす工事をいう。

(4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。

<解 説>

1. 新設工事の適用

次の工事に適用する。

適用区分	細目
メーターを新設する工事	<p>新たにメーターを設置する工事。</p> <p>なお、工事用水又は仮設事務所等で臨時的に使用(期間は、原則として1年以内)する場合も含む。</p>
メーターが既設の場合の工事	<p>① 既設の給水装置があっても、建物が一新される場合の工事。</p> <p>なお、工事の種類が判別が困難な場合は、建築確認申請書等を参考にして決定する。</p> <p>② 曳家に伴う工事。(住所、地番の変更のあるもの。)</p>
メーターを設置しない工事	<p>① 共用管工事</p> <p>複数が所有する給水管、また優良宅地の認定に伴う工事。(租税特別措置法第28条の4第3項第7号に定められた開発区域面積1,000㎡未満のうち、市宅地課が認めたもの)</p> <p>② 予定栓</p> <p>将来給水する目的で給水管を布設する工事。ただし、舗装道路になるなど、後日掘削が困難な場合のみ特に認める。</p> <p>③ 開発行為に伴う工事</p> <p>都市計画法第4条第12項に定められた開発行為のうち、都市計画法施行令第19条に定められた規模(開発区域面積1,000㎡以上)に該当する開発区域内に布設する工事。</p> <p>④ 私設消火栓工事</p> <p>自己の費用で設置する消火栓工事。</p>

2. 改造工事の適用

次の工事に適用する。

- (1) 給水管及び給水用具の口径変更、増設、部分撤去、位置変更、路線変更を行う工事。
- (2) 給水装置における更生工事取扱要領に定める工事。

なお、曳家による装置の変更(住所変更を伴わない)、下水道工事等の各種工事に伴う移設、切廻し等についても、改造工事として取扱う。

3. 指定事業者が行う修繕工事の適用

給水装置の原形を変えない範囲での給水用具等の設置、変更等の次の工事も修繕工事として取扱う。

なお、同じ給水装置に対して工種（取替・位置変更・口径変更）が重複しないものとする。

工種	適用区分	細目
取替	① 給水管の取替え	宅地内において口径 25 mm以下の場合で管延長 4m程度。 (給水装置工事申請が伴う場合は、この限りではない)
	② 給水用具の取替え	既存の位置から 2m以内の位置とする。
	③ 簡易水洗便器をロータンクに取替え	同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。
	④ 防寒止水栓を水抜栓に取替え	立上り管を含む。
	⑤ 水、湯の給水栓を混合水栓に取替え	同一位置に 1 個取付け。
	⑥ メーター器種の変更	メーターを同口径のメーターに器種変更する。
	⑦ 不凍栓を水抜栓に取替え	2m以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置する。
位置変更	① 水抜栓、メーター、不凍栓等の位置変更	2m以内とする。
口径変更	① 水抜栓の口径変更	

修繕工事を行った場合は、必ず管理者に施工の届出を行うこと。届出は、「Ⅶ. 修繕工事処理要領」を参照すること。〔「修繕工事施行届」・「修繕工事施工図」〕

なお、給水用具の取替えを行った場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。

4. 関連工事の適用

給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った場合は、「Ⅶ. 修繕工事処理要領」で定める「修繕工事施工図」を提出すること。

1. 9 給水装置工事の順序

1. 指定事業者は、工事申込者と工事契約を締結した後、本市に対して必要な手続きを行うこと。

